令和5年4月玉村町教育委員会定例会 議事録

開催年月日	令和5年4月25日(火)
開催の場所	玉村町役場4階 会議室
1914 1924 1934 1934	
会議日程	第1 議事録署名委員の指名について
	第2 会期の決定について
	第3 前回議事録の承認について
	第4 行事日程について
	第5 教育長報告
	第6 議事
	第7 その他
	1)報告連絡事項
	2) その他
山中水	A ロ 博 ナ (粉本目)
出席者	角田博之(教育長)
	須 永 智 (教育長職務代理者) 士 草 生 美 (教育長職務代理者)
	木 暮 朱 美 (教育委員)
	井 上 景 子 (教育委員) 田 井 宋 井 (教育委員)
	田村憲夫(教育委員)
	根 岸 真早子 (学校教育課長)
	宇津木 雅 彦 (生涯学習課長)
	金子英明(学校教育課職員/書記)
開会	教育長から開会宣言があった。
日 程 第 1	- 議事録署名委員の指名について -
	教育長から、議事録署名委員として井上委員の指名があった。
日 程 第 2	- 会期の決定について -
	教育長から、会期は本日1日限りとする旨、発言があった。
	(異議なし)
日 程 第 3	- 前回議事録の承認について -
	令和5年3月定例会の議事録の承認を求め、承認された。
	The state of the s

日 程 第 4

- 行事日程について -

令和5年5月の行事日程について、学校教育課長及び生涯学習課長から日程表を 基に、説明がされた。

(質問等はなし)

日程第5

一 教育長報告 一

報告第8号「児童・生徒・園児数等について」

学校教育課長から、令和5年4月7日現在の児童生徒数・学級数の確定値および令和 5年4月1日現在の教職員数について、資料を基に報告があった。

(質問等はなし)

報告第9号「玉村町社会教育団体について」

生涯学習課長から、令和5年度の社会教育団体の認定について、53団体の認定をした旨、資料を基に報告があった。

(質問等はなし)

日 程 第 6

- 議事 -

承認第2号「教育委員会部局職員の人事異動について」

教育長から上程があった。

教育長から、令和5年3月31日発令および令和5年4月1日発令の教育委員会事務 局職員の人事異動について、教育長の臨時代理により決定した旨、資料を基に説明が された。

(全員質問および異議なく、原案のとおり承認された)

承認第3号「玉村町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について」 教育長から上程があった。

生涯学習課長から、玉村町社会体育館の指定管理制度導入に伴うスポーツ振興室の廃止、および生涯学習課図書館係の2係制移行を内容とする規則の一部改正を、教育長の臨時代理により決定した旨、資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

承認第4号「玉村町社会教育委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、玉村町社会教育委員について、教育長の臨時代理により、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の任期で委嘱した旨、資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

承認第5号「玉村町スポーツ推進委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、玉村町スポーツ推進委員について、委員の任期途中での退任に伴 う新委員の委嘱を、教育長の臨時代理により行った旨、資料を基に説明がされた。 (全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第16号「令和5年玉村町議会第2回臨時会提出予定議案について」 教育長から上程があった。

教育長から、非公開とする旨発言があり非公開により審議が行われた。

議案第17号「玉村町生涯学習推進員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、令和5年度から令和6年度の2年間の任期により委嘱したい旨、 資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第18号「玉村町人権教育推進委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、令和5年度から令和6年度の2年間の任期により委嘱したい旨、 資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第19号「玉村町箇茂木集会所運営委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、令和5年度から令和6年度の2年間の任期により委嘱したい旨、 資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第20号「玉村町公民館運営審議会委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、充て職委員の変更に伴う新委員の委嘱について、資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第21号「玉村町歴史資料館運営委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、充て職委員の変更に伴う新委員の委嘱について、資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

議案第22号「玉村町学校給食運営委員の委嘱について」

教育長から上程があった。

生涯学習課長から、令和5年度から令和6年度の2年間の任期により委嘱したい旨、 資料を基に説明がされた。

(全員質問および異議なく、原案のとおり可決された)

日程第7

- その他 -
- 1 報告連絡事項

学校教育課長から、「児童生徒の欠席に関する報告」、「感染症に関する対応」、「玉村町教育研究所入所式および教職員全体研修会」、および「提言R5」について資料を基に報告および連絡があった。

2 その他

井上委員から、質問および意見があった。内容は以下のとおり。

「玉村町スポーツ大会出場者(選手)激励金について」

広報玉村に玉村町スポーツ大会出場者(選手)激励金の案内が載っていました。 この制度についての質問です。

玉村町スポーツ大会出場者激励金について、町民の方から伺った話によると、日本 体育協会に加盟していない競技団体については、たとえ関東大会、全国大会、世界大 会に進んだとしても、窓口で全く受け付けてもらえないとの事です。確かに何もかも に激励金を出す事は不可能ですので、規定がある事は理解できます。ただ、競技人口 が少ないから、その競技が劣っているという事ではないと思います。実際に私は、そ の競技の練習の様子や大会の映像を見させていただきました。とても素晴らしかった し、それらを行っている子供たちの努力は並大抵のものではありませんでした。1人 1人がその競技を楽しみ、一生懸命毎日練習を積み重ねていました。指導する方たち も、ただその競技の普及の為だけにボランティア同然で子供たちに熱心に教えていま した。そういった競技人口の少ない競技団体が大きな組織に加盟するには体力(人や お金…等々) が必要な為、そういった大きな組織に入るまでには時間を要します。私 は教育に必要なのは、新たな価値観や考え方を認めてあげる事だと思っています。子 供たちの新しい価値観や考え方に気付いてあげる事・認めてあげる事こそ、これから の教育に必要な事だと思っています。スポーツも同じなのではないでしょうか。先の オリンピックでは、スケートボードや、スポーツクライミング、サーフィンなども追 加競技として実施されました。数年前だったら考えもしなかった競技がスポーツとし て認められ、沢山の感動を私たちに与えてくれました。玉村町はどうでしょう。新し い価値観にもっと目を向けませんか。例えば、窓口で判断が難しい競技については受 理した後で審議会を設けて、真剣にその競技と向き合い、複数人で協議(話合いや多 数決…等)してみてはいかがでしょうか。審議しても激励金の交付には及ばないと判断しなければならない事もあるかと思います。その時は、理由を添えて説明責任を果たすべきと思います。その競技や、その競技をやっている人たちの未来への希望に繋がるような判断を望みます。

※広報玉村では「スポーツ大会出場<u>者</u>激励金」となっていて玉村町のホームページでは「スポーツ大会出場<u>選手</u>激励金」となっていました。文言については統一した方が良いと思います。

「中学校の部活動について」

一昨日、玉村中学校サッカー部が県大会へ出場を決めました。準決勝では敗れ、翌日の三位決定戦で死闘の末、最後はPK戦により勝利しました。部員たちの笑顔は、はじけていました。この時の部員たちと先生との様子を見て、部活動の良さを改めて感じました。

今、中学校の部活動について、保護者も生徒も情報が曖昧で不安をかかえている人が多くいます。「数年後には部活動がなくなるんじゃないか。」とか「中学校の部活動はなくなるからクラブチームに移籍した方が良いんじゃないか。」とか…たくさんの憶測を耳にします。正しい情報発信をした方が良いのではないかと感じます。

今教育現場で「働き方改革」の言葉だけが独り歩きしているように感じているのは 私だけでしょうか。「働き方改革」は、教師が本来やるべき仕事以外の雑用が増えす ぎて、「子供たちと向き合う時間」がなくなってきているから、子供たち一人一人と 向き合える時間と余裕を持てるように、「働き方改革」を行うのだと認識しています。 しかしながら、生徒の立場から教育現場を見ていると、真っ先に、生徒たちが楽しみ にしている行事や活動から削減されているように感じてなりません。減らすべきは、 教育現場の不要な雑務のはずではないでしょうか。生徒たちが成長する為に行ってい る行事や活動をこれほど簡単に削ってしまって良いのでしょうか。AI がこれほど普 及した世の中で、教師が一番大事にすべき仕事とは何か今立ち止まって考えるべきだ と思います。

学校に予算をつけ優秀な人材を増やし、教育の質を維持する事はできないものでしょうか。部活動においても、生徒の部活動の時間を極端に減らすのではなく、部活動指導に長けた職員を雇って生徒たちの部活動を維持する事はできないものでしょうか。昨年、吹奏楽部の子が演奏会の前々日に「全然曲が仕上がってない。本当は今日も明日ももっと練習したいけど、顧問が来られないから、練習できない。」と嘆いていました。もちろん顧問の先生を責めるつもりは全くありません。ただ、その時、生徒たちが練習をできる環境を提供してあげる事が本当にできなかったのか問いたいです。顧問でなくても、いざという時に助けてくれる大人が1人いれば、生徒たちは自主的に学生指揮者で音楽の質を高める事はできたのではないでしょうか。

部活動とは何でしょう。私は、生徒たちの主体性を尊重し、仲間や指導者との絆を 深め、自分自身を高める場だと思います。生徒たちをもっと信じてあげて良いのでは ないでしょうか。大事なのは、部活動の中で発生しうる危険事案について、大人だけではなく生徒と共に情報を共有し、生徒だけでも安全に活動できる環境を整える事だと思います。生徒だけでも活動できる範囲の事は生徒に任せ、大人がいなければ危険な事は指導者がいる時に行う。大人が見ていない時こそ子供は成長します。生徒たちが主体的に活動できる部活動が存続する事を願います。

冒頭で話したサッカーの試合、部員の中にはずっとベンチの子もいました。でもベンチの子も一丸となって応援し、給水の時には積極的に選手に必要なケアをし、全員で戦っていました。最後は試合に出た子も出られなかった子も全員が笑顔でした。お互いがお互いの気持ちを受け取り、思いやりや頑張りに変えられる。悔しい経験や失敗も全てを自分自身の成長に変えられる。それが部活動の良さだと思います。部活動を頑張りたいと思っている子が玉村町の中には沢山います。生徒たちの成長を第一に考えた、生徒たちを置き去りにしない「働き方改革」を望みます。

生涯学習課長から、質問に対する回答があった。内容は以下のとおり。

「玉村町スポーツ大会出場者(選手)激励金」については、平成30年以前は、関東 大会以上の実績があった選手、団体等からの申請を受け激励金を交付していました。

しかし、一部に全国大会の名がつくものの、参加費を払うことで誰でも参加可能な大会が見受けられました。そこで、一定の基準が必要との判断から、平成31年4月1日付けで「玉村町スポーツ大会出場選手激励金交付要領」を制定し、対象となる競技大会について、次のいずれかが主催または主管する大会といたしました。

- 1) 文部科学省
- 2) 日本体育協会又は同協会加盟の競技団体(都道府県協会・連盟以上)
- 3)日本障害者スポーツ連盟又は同協会加盟の競技団体(都道府県協会・連盟以上)
- 4)日本知的障害者スポーツ連盟又は同協会加盟の競技団体(都道府県協会・連盟 以上)
- 5) 各都道府県及び都道府県教育委員会
- 6) 日本オリンピック委員会及び同委員会正加盟競技団体

(その他、質問・意見等なし)

閉 会 教育長から閉会宣言があった。